府　令

○内閣府令第十四号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令

貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
別紙様式第１号（第１条の５関係）	**別紙様式第１号**（第１条の５関係）
［（第１面）～（第３面）　略］	［（第１面）～（第３面）　同左］
（第４面）	（第４面）
10　営業所等の名称及び所在地	10　営業所等の名称及び所在地
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。 　また、営業所等は、施行規則第１条の５第３項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。	１　「名称」は、主たる営業所等、従たる営業所等並びに従たる営業所等のうち自動契約受付機、現金自動設備及び代理店の名称を、それぞれ区分して記載すること。なお、店舗外現金自動設備のうち、自社設置分については「自社設置現金自動設備」と記載し、業務委託先設置分については委託先の名称（委託先が貸金業者の場合は登録番号を、貸金業者以外の場合は本店所在地を含む。）を記載すること。 　また、営業所等は、施行規則第１条の５第３項に規定する「営業所又は事務所」をいい、名称の如何を問わない。
［２～５　略］	［２～５　同左］
［（第５面）～（第９面）　略］	［（第５面）～（第９面）　同左］
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）
別紙様式第２号（第４条、第８条関係）	**別紙様式第２号**（第４条、第８条関係）
（第１面）	（第１面）
履　歴　書	履　歴　書
［表略］	［同左］
（記載上の注意）	（記載上の注意）
１　「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況を全て記載すること。（当該貸金業に係る登録番号（登録番号の括弧書については、記載を省略することができる。）もあわせて記載すること。）	１　「職歴及び兼職状況」は、貸金業に係る職歴及び兼職状況をすべて記載すること。（当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。）
２　「賞罰等」は、法第６条第１項第４号、第５号及び第６号に係るものは全て記載し、行政処分については同項第３号に係るもののみを記載すること。	２　「賞罰等」は、法第６条第１項第４号、第５号及び第６号に係るものはすべて記載し、行政処分については同項第３号に係るもののみを記載すること。
［３・４　略］	［３・４　同左］
［（第２面）　略］	［（第２面）　同左］